

令和6年度幼保連携型認定こども園早水保育園 重要事項説明書

1. 施設の目的及び運営の方針

(1) 運営主体（事業者の概要）

事業者の名称	社会福祉法人しらゆり福祉会
事業者の所在地	宮崎県都城市早水町1号7番5
事業者の連絡先	0986-24-1826
代表者氏名	理事長 白濱 修

(2) 施設の概要

種 別	幼保連携型認定こども園							
名 称	幼保連携型認定こども園 早水保育園							
所 在 地	宮崎県都城市早水町1号7番5							
連 絡 先	(電話番号) 0986-24-1826 (FAX番号) 0986-51-5335							
施設長氏名	園 長 野崎 幸範							
開設年月日	昭和51年4月							
利用 定員	年齢区分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
	1号	— 人	— 人	— 人	5人	5人	5人	15人
	2号・3号	12人	16人	16人	11人	11人	11人	77人
	合計	12人	16人	16人	16人	16人	16人	92人
施設の目的		社会福祉法人しらゆり福祉会が設置する幼保連携型認定こども園早水保育園（以下「当園」という。）は、認定こども園として、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする。						
運営の方針		人間形成の過程で最も大事な乳幼児期に基本的な生活習慣を育てると共に「知情意体」の調和した人間として「生きる力」を育てるための教育・保育を行う。						

(3) 敷地及び園舎

敷 地	敷地全体	2114.71 m ²
	園 庭	671.84 m ²
園 舎	構 造	鉄骨造2階建
	延 べ	883.65 m ²

(4) 主な設備の概要

設備	部屋数	備考
乳 児 室	1 室	0 歳児もも組
ほ ふ く 室	1 室	1 歳児さくら組
保 育 室	4 室	2 歳児ばら組、3 歳児ゆり組 4 歳児すみれ組、5 歳児きく組
遊 戯 室	1 室	
調 理 室	1 室	
調 乳 室	1 室	
幼児用トイレ	2 室	
医 務 室	1 室	応接室と兼用

(5) 職員体制（令和 6 年 4 月 1 日現在）

職 種	員数	常 勤	非常勤	職務の内容
園 長	1 人	1 人		園務をつかさどり、所属職員を監督する。
主幹保育教諭	2 人	2 人		園長を助け、命を受けて園務の一部を整理し、園児の教育・保育をつかさどる。また、計画の立案や地域の子育て支援活動等の業務を行い、保護者や地域住民からの教育・育児相談、地域の子育て活動等に積極的に取り組む。
指導保育教諭	1 人	1 人		園児の教育・保育をつかさどり、保育教諭その他の職員に対して、教育・保育の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。
保 育 教 諭	21 人	19 人	2 人	保育教諭は、園児の教育・保育をつかさどる。
講 師	1 人		1 人	講師は、保育教諭又は助保育教諭に順ずる職務に従事する。
栄 養 士	2 人	2 人		子どもの発達段階に応じた離乳食、乳幼児食、幼児食に係る献立を作成するとともに、当園全般の食育を行う。
調 理 員	2 人		2 人	献立に基づく調理業務及び食育に関する活動を行う。
用 務 員	1 人		1 人	事業に係る業務の補助や雑務を行う。
看 護 師	1 人		1 人	子どもの健康管理と当園全般の衛生管理を行う。

(6) 学年及び学期

・当園の学年は、4月1日に始まり、翌3月31日に終わる。 ・1年を下記の3学期に分ける。	
学 期	期 間
第1学期	4月1日 ～ 7月31日 まで
第2学期	8月1日 ～ 12月31日 まで
第3学期	1月1日 ～ 3月31日 まで

2. 教育・保育を提供する日・時間 その他留意事項

(1) 利用区分別 教育・保育を提供する日

1号認定子ども（教育標準時間認定）

提供する曜日	月曜日から金曜日まで
教育標準時間	午前9時00分～午後1時00分（4時間）
預かり保育	朝：午前7時30分～午前9時00分 夕：午後1時00分～午後6時30分 土曜：午前7時30分～午後6時30分
延長保育	朝：午前7時00分～午前7時30分 夕：午後6時30分～午後7時00分
開所時間	午前7時00分～午後7時00分
休業日	日曜日・土曜日・祝日
	年末・年始（12月29日～1月3日）

2号・3号認定子ども（保育認定）

提供する曜日	月曜日から土曜日まで	
保育時間	保育標準時間	午前7時30分～午後6時30分（11時間）
	保育短時間	午前8時30分～午後4時30分（8時間）
延長保育	保育標準時間	朝：午前7時00分～午前7時30分 夕：午後6時30分～午後7時00分
	保育短時間	朝：午前7時00分～午前8時30分 夕：午後4時30分～午後7時00分
開所時間	月～土曜日	午前7時00分～午後7時00分
休業日	日曜日・祝日	
	年末年始（12月29日～1月3日）	

※教育・保育上必要があり、またはやむを得ない事情があるときには休業日に教育・保育を行う場合があります。また、何らかの事情により教育・保育を提供することができない場合は、事前にお知らせいたします。

(2) 利用料等

【利用者負担額】

利用者負担 1号・2号・3号認定	利用子どもが居住する市町村が定める利用者負担額
---------------------	-------------------------

【実費に係る利用者負担】(R6年4月1日現在)

項目	内容、負担を求める理由、目的	金額
1号認定子どもに係る給食費	食事の提供に要する費用を徴収 (月曜日～金曜日利用)	主食費 月額 800 円 副食費 月額 3,600 円
2号認定子どもに係る給食費	食事の提供に要する費用を徴収	主食費 月額 1,000 円 副食費 月額 5,000 円 (内おやつ代 500 円)
絵本代 (毎月)	教育・保育に要する教材	0歳児クラス 530 円 1歳児クラス 440 円 2歳児クラス 430 円 3歳児クラス 870 円 4歳児クラス 890 円 5歳児クラス 860 円
リュック (カバン) 手提バック 帽子 お便りバサミ 体操服 (上) 体操服 (下) 遊び着 (スモック) 道具箱 パステル ゼッケン (氏名入り)	通園及び教育・保育提供に 要する為 (必要に応じて購入)	3,000 円 660 円 1,100 円 580 円 2,500 円 2,100 円 1,600 円 1,050 円 620 円 560 円

【延長保育に係る利用負担】

項目	時間帯	金額
保育標準時間認定の子どもに係る延長保育利用者負担	午前7時00分～午前7時30分 午後6時30分～午後7時00分	1回 200 円
保育短時間認定の子どもに係る延長保育利用者負担	午前7時00分～午前7時30分 午後6時30分～午後7時00分	1回 200 円
	午前7時30分～午前8時30分 午後4時30分～午後6時30分	30分毎 100 円

※延長を利用する場合は予め連絡をお願いします。

※延長を利用した場合は後日に請求します。(一ヶ月分毎) 請求後に現金にて納入をお願いします。

【 預かり保育に係る利用負担 】

(1) 1号認定（教育標準認定）子どもの預かり保育に係る利用負担

項 目	時間帯		金 額
月決め 月～金曜日 (週5日利用)	月～金	午前7時30分～午前9時00分 午後1時00分～午後6時30分 ※預かり料は午後2時より発生する	預かり料 5,000 円 おやつ代 400 円 ※預かり料は利用日数×450 円、上限を5,000円とする。
1日利用	月～金	午前7時30分～午前9時00分 午後1時00分～午後6時30分	預かり料 450 円 おやつ代 20 円
	土曜日	午前7時30分～午後6時30分	預かり料 450 円 給食代 250 円 (内おやつ代20円)
延長保育 利用負担	月～土	午前7時00分～午前7時30分 午後6時30分～午後7時00分	1回 200 円

※預かり保育料は午後2時以降からの預かり利用料となります。(利用者のみ)

※預かり保育料を月決めにされない1号園児のお子さんが預かり保育を利用する場合、「月～金曜日」の利用は1日につき470円（おやつ代20円含）を、「土曜日」の利用は1日につき700円（給食代250円含）をお預かりします。

※預かり保育について「新2号及び新3号認定（条件有）」の認定をうけた園児は預かり保育料も無償化の対象となります。(※都城市：法定代理受領、三股町：償還払い)

※預かり保育料は450円/日、11,300円/月を上限に市・町が負担します。(ただし、おやつ代及び延長保育利用負担は除く)

(2) 一時預かり保育に係る利用負担（未入園児）

項 目	内 容	金 額
3歳未満児預かり利用負担	午前・預かり料	650 円
	午後・預かり料	650 円
	給食代	200 円
3歳以上児預かり利用負担	午前・預かり料	550 円
	午後・預かり料	550 円
	給食代	200 円

※未入園児の預かり保育については、1日利用した場合は、3歳未満児1,500円（午前・午後・給食）、3歳以上児1,300円（午前・午後・給食）となります。

※未入園児の預かり保育については月上限日数が14日迄の利用となります。

支払方法

支 払 方 法	口 座 振 替
引 落 日	毎月25日

※滞納があった場合の取扱について

保育料、預かり保育料、給食費等の滞納があった場合は、過去のお支払い状況等を考慮し、本園の判断により原則として連続2ヶ月滞納があった場合は、退園とさせていただきます。

※延長料、月決めではない一時預かり料につきましては現金での納入をお願いします。

(3) 提供する特定教育・保育の内容

子ども子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、利用子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育を提供します。

(4) 利用の開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

利用者の内定	◎ 1 号認定子ども (ア)本園に直接申し込み下さい。定員を超える利用希望がある場合には、園則の規程により選考を行います。 ◎ 2 号・3 号認定子ども (イ)都城市へ「保育の必要性」の認定申請をします。都城市から認定証が交付され、都城市が利用施設を決定します。
利用決定	(ア)入園が決定した場合には、本園との利用契約を締結していただきます。
退園理由	(ア)1 号・2 号・3 号認定子どもに該当しなくなったとき (卒園を含む)。 (イ)保護者から退園の申出があったとき。 (ウ)利用継続が不可能であると市が認めたとき。 (エ)その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき。

(5) 提携する医療機関（嘱託医）

	園 医 師	園 歯 科 医	学校薬剤師
病 院 名	柳田クリニック	持永歯科医院	都城市北諸県郡薬剤師会
医 師 名	柳田 喜美子	持永 将男	西井 克子
所 在 地	都城市東町 11 街区 30-2	都城市早水町 4503-1	都城市祝吉 1 丁目 2 番地 17
電話番号	0 9 8 6 - 2 2 - 4 8 6 2	0 9 8 6 - 5 1 - 5 4 0 0	0 9 8 6 - 2 5 - 2 4 5 5

(6) 緊急時における対応方法

特定教育・保育の提供中、利用子どもに体調の急変があった場合、すみやかに利用子どもの保護者又は緊急連絡先、その他医療機関への連絡を行う等の措置を講じます。

(7) 管轄する消防署及び警察署

消防署名	都城市南消防署	都城警察署
所 在 地	宮崎県都城市菖蒲原町 1 9 - 7	宮崎県都城市東町 4 - 1 7
電話番号	0 9 8 6 - 2 6 - 1 1 0 4	0 9 8 6 - 2 4 - 0 1 1 0

(8) 非常災害対策

防 火 管 理 者	野 崎 幸 範
消防計画届出年月日	平成 3 0 年 4 月 2 3 日
避 難 訓 練	毎月 1 回実施
消 火 訓 練	毎月 1 回実施
避 難 場 所	第一避難所：園舎前駐車場 第二避難所：早水公園体育文化センター
緊急時の連絡手段	コドモンアプリ（メール）にて一斉連絡又は電話連絡
防 災 設 備	火災報知設備 粉末消火器 非常警報設備 排煙 誘導灯
防 犯 設 備	園舎周りに防犯カメラ 9 台 園舎建物内及び保育室内に防犯カメラ 15 台 園舎警備（西日本パトロール）
本 園 の 対 策	事故防止に関する定期的な職員研修の実施 危機管理（災害）マニュアル策定 業務継続計画（BCP）策定

(9) 相談・要望・苦情窓口

相談・苦情受付担当者	新坂 和 泉 / 新地 郁 子 （主幹保育教諭）	
相談・苦情解決責任者	野 崎 幸 範（園長）	
本園相談窓口連絡先	0 9 8 6 - 2 4 - 1 8 2 6	
第 三 者 委 員	佐々木 俊朗	0 9 8 6 - 5 7 - 4 2 0 7
		宮崎県／法人監事
	徳安 久是	0 4 4 - 7 2 2 - 3 0 3 6
		神奈川県

- (ア) 苦情・意見・要望は口頭、電話、書面などにより苦情受付担当者（主幹保育教諭）が随時受け付けます。なお第三者委員に直接苦情を申し出ることもできます。
- (イ) 苦情受付担当者が受け付けた苦情を苦情解決責任者（園長）に報告し、職員会で苦情の内容について協議・改善策を検討します。
- (ウ) 本園では上記の他、園内に要望・苦情等に係わるコミュニケーションポスト（投函箱）を設置しています。

(10) 賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

保 険 の 種 類	保育園総合保険制度（日本保育協会）賠償保険・損害保険 災害共済給付制度（日本スポーツ振興センター）医療保険・障害保険
-----------	---

保 険 の 内 容	こども園の管理下及び通園途上における、ケガ、熱中症（日射病・熱射病）特定感染症（0-157 等）細菌性ウイルス性食中毒（サルモネラ菌等）、地震・噴火・津波
保 険 金 額	【賠償責任保険金額】対人賠償 10 億円、対物賠償 1,000 万円、受託者賠償（現金・貴重品）10 万円、【障害保険金額】死亡・後遺障害 302.5 万、入院保険日額 4,500 円、通院保険金日額 3,000 円

（11） 個人情報 の 取 り 扱 い（個人情報の取り扱い方法）

園児及びその保護者に関わる個人情報については、以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用します。

- （ア）小学校への円滑な移行・接続が図れるよう、卒園に当たり入学する予定の小学校との間で情報を共有すること。
- （イ）他の保育所等へ転園する場合、その他兄弟姉妹が別の施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡事項を行うこと。
- （ウ）発達、成長において、当園が他機関との連携が必要だと判断し、保護者の了解を受けた場合に、他機関への連絡を行い、情報提供及び情報共有をすること。
- （エ）緊急時において、病院その他の関係機構に対し必要な情報提供をおこなうこと。
- （オ）市町村が認定した世帯所得に基づく毎月の基本保育料の情報は、給付事務に必要な範囲に限って利用すること。

（12） 虐待防止等の措置

体制整備等	入所児童の虐待防止及び人権擁護を図るために、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修その他の措置を講じます。
緊急時の対応	児童に不適切な養育の兆候が認められる場合その他必要な場合は、児童虐待の防止等に関する法律その他の関係規定に従い、児童相談所へ通告等を行うほか、関係機関と連携し必要な対応を行います。

3.教育・保育理念、目標、方針

以下の「教育・保育理念」「教育・保育目標」「教育・保育方針」を掲げて地域密着の質の高い事業を営みます。

【 教育・保育理念 】

子ども一人ひとりを大切にし、子どもと保護者から信頼され、地域に愛される認定こども園を目指す。

(1) 子ども一人ひとりを大切にします

- 一日の大半を過ごす園で、子ども達が保育者と信頼関係を築き安心感をもって生活が営める「安らげる場」をつくります。
- 一人ひとりの個性と大切に誠実に向き合い、自分が愛され必要とされていると感じながら生き生きと活動できるように教育・保育を行い、子どもの自己肯定感を育みます。
- ひとりの個人として、子どもを尊重して思いやりや助け合う心を育てます。
- 子どもの「気づき」や「やろう」とする気持ちを大切にし、子ども自身の探究心や好奇心を育て豊かな感性や創造性を伸ばします。

(2) 保護者との信頼関係を築きます

保護者の方が安心してお仕事等ができるように安全な環境の確保や子どもの資質・能力を育てていく幼児教育機関としてだけでなく、保護者の方と一緒に子どもの成長発達に一喜一憂しながら、子育てに関する様々なサポートをして保護者との信頼関係を築いていきます。

(3) 地域に信頼・愛される認定こども園を目指して

子どもの生活は家庭、地域、園が連携して営まれています。家庭や地域での生活経験が、園生活を豊かにし、園生活で培われたものが家庭や地域社会での生活に生かされる中で、子どもが望ましい成長を遂げていきます。子どもの健やかな成長や自己を十分に発揮するためには、家庭、園、そして地域が子ども達にとって、安心してすごせる場所となる必要があります。地域社会に開かれた子育て支援拠点の場として、地域の方に見守られながら愛される園を目指します。

【 教育・保育目標 】

たくましく心豊かなこども

- | | |
|---|-------------------|
| 知 | 挨拶ができ自分で考え行動する子ども |
| 情 | やさしく思いやりのある子ども |
| 意 | 強い心を持ち頑張る子ども |
| 体 | 元気よく遊ぶ子ども |

【 教育・保育方針 】

人間形成の過程で最も大事な乳幼児期に基本的な生活習慣や態度を育てると共に「知・情・意・体」の調和した人間として『生きる力』を育てるための教育・保育を行う。

子どもは生まれきてから周囲の世界に適応しながら生きていくことを日々学び、最初に基本的な生活習慣を身に付けていきます。そして集団という社会生活の中で自分というものを意識し始めて、他との交流を図っていきます。こども園は、子ども達にとって最初の社会生活の場となります。時にはぶつかりあって嫌なことも我慢しなくてはならないことも沢山経験します。その中で、自分の能力に自信を持って何にでも挑戦したり、あるいは自分と他者との関わりの中で自分をコントロールしたり協力するためのコミュニケーションを身につけ、「生きる力」を育てていきます。こども園は子どもの生活習慣の自立を目指す保育（養護）の場としてだけでなく、「生きる力」が芽生えてくる幼児期を「知・情・意・体」の面からサポートしていく教育の場であると考えています。

【 特色のある保育 】

（１）日本太鼓

日本太鼓指導を通して、美しい姿勢作りや腹式呼吸、挨拶・マナー、けじめ、忍耐力、協調性等を培う「たたずまい教育」を重視し、幼児期の心と身体を最も機能的に発達させ芸術感覚、身体運動感覚の一如的な学習によって感性を高め、幼児の持っている無限の資質を総合的に高める感性教育に取り組みます。

※指導依頼先 （全日本幼児教育連盟）

（２）サッカー

子どもは遊びを通じた人との関わり合いの中で、自分とは違う相手の考えを理解したり、相手を許したりして社会性を築いていきます。サッカーはチームの中でポジションをまかされ、チームワークを大切にしながらルールがあることを知る等の社会性を育てるための大切な要素が沢山あります。成長にしたがい瞬発力、持久力、忍耐力、そして自己決定力（自ら考え判断し行動する力）が育つように取り組みます。

（３）運動遊び

幼児期から児童期においては、脳・神経系が急激に発達します。運動遊びは身体を動かすこと自体が子ども達にとっては楽しい遊びとなります。日々の保育でも積極的に運動遊びを行い様々な動きを経験することで運動機能の発達に限らず、友達との関わりを通じてコミュニケーション力、意欲や集中力、自己決定力が育まれています。また体力の向上をはじめとした幼児期に必要な運動機能の発達を促進するために月に２回、外部講師の専門的な幼児体育指導を受けています。

※指導依頼先：きずな体操教室 月２回 合同クラス〔４・５歳〕

（４）硬筆指導

昨今、子どもの筆圧の弱さや文字離れなどもあり、文字に興味を持ち始める４歳児クラスから楽しく基礎を学べるように外部の専門講師より指導を受けています。就学に向け「正しい鉛筆の持ち方や適切な筆圧を身につける、ひらがなに興味関心をもつ」ことを目的とし、担任とも連携を取りながら無理のないように取り組みます。

※指導依頼先：外山栄子 月１回 クラス毎〔４・５歳〕

（５）英語遊び

英語教育を提供することは、多くの子どもにとって「初めてふれる」体験となります。親しんだ仲間と楽しい雰囲気の中で歌やゲーム等を行い「英語は楽しい」という体験や感覚が身につくよう、外部の専門講師と連携を図り無理なく取り組みます。また、専門講師（ネイティブ）と幼児期の子どもが異文化体験や国際交流をすることで、外国人など自分とは異なる文化を持った人に親しみをもつなど、子どもの豊かな人間関係が育まれていきます。

※指導依頼先：太陽ハローズ英会話教室 月１回 クラス毎〔３・４・５歳児〕

【 行事の考え方 】

幼児期の行事は、「子ども自身が自分たちの成長を楽しむための取り組み」と位置づけています。運動会や発表会などの大きな行事は、子ども自身が頑張り、保護者に見てもらいたいという気持ちを大事にして自分自身の成長したことを実感し、保護者が子どもの心身の成長を共に喜ぶ機会ととらえます。一人ひとりの子どもの意欲や興味を十分に引き出し、その子ども自身が、今の能力を十分に発揮して「頑張った！こんなに出来た！楽しかった！」と実感できることに主体をおいて取り組みます。また、季節ごとの行事（五月節句、七夕、節分等）は、子ども達が、行事を楽しみながら季節や伝統文化に触れる機会と捉えています。乳児期の行事は、幼児期と違い自分で主体的に考えて組み立てていく内容ではありませんが、生活経験が豊かになり感性を養い、観て楽しみ、お友達と一緒にいる楽しさ、喜んで参加できることを大切にします。

【 年間行事予定 】令和６年４月現在

月	行 事 予 定	月	行 事 予 定
４ 月	・ 健康診断 ・ 園内安全教室	１０月	・ 健康診断 ・ 園内作品展
５ 月		１１月	・ 観劇（５歳児） ・ 親子遠足
６ 月	・ 運動会 ・ 交通安全教室 ・ 歯科検診・尿検査	１２月	・ 発表会 ・ クリスマス会
７ 月	・ プール開き ・ 七夕・夏祭り	１ 月	・ きく組バス遠足（５歳児）
８ 月	・ お泊り保育（５歳児）	２ 月	・ マラソン大会
９ 月		３ 月	・ お別れ遠足 ・ 保護者会総会 ・ 卒園式
(ア) 毎月の行事（誕生会・身体測定 避難訓練） (イ) クラス別参観日（クラス毎に年１回） (ウ) その他（サッカー大会／サッカー協会・幼児音体フェスティバル/日本総合音楽研究）			

認定こども園での1日（デイリープログラム）

※行事等により変更する場合があります。

0・1・2歳児	おおまかな 時間	3・4・5歳児
開園・順次登園 視診・自由遊び	7:30	開園・順次登園 視診・自由遊び
	9:00	朝の会 文字・数・リズム遊び等
おやつ	9:30	
排泄	10:00	教育・保育活動 戸外・室内遊び
朝の会	10:15	
戸外・室内遊び	10:30	
昼食	11:30	
午睡準備 午睡	12:00 ～	昼食
		午睡準備 午睡（休息） ※1号園児 順次降園
午睡目覚め・排泄	14:30	午睡目覚め・着替え
おやつ	15:00	おやつ
視診・帰りの会	15:30	視診・帰りの会
自由遊び・順次降園	16:00	自由遊び・順次降園
閉園	18:30	閉園

0・1・2歳児クラス 教育及び保育内容

- 1) 生活習慣指導： 挨拶・話し方・聞き方・食事・着脱・排泄・清潔等
- 2) 活動内容： 自然の事象に気づき、驚きや感動、自然への愛情を育てる、
交通ルールを学び安全意識を高める、食を営む力を育てる、
模倣遊び、運動遊び、絵画制作、リトミック・リズム・
言葉遊び

3・4・5歳児クラス 教育及び保育内容

- 1) 生活習慣指導： 挨拶・話し方・聞き方・食事・着脱・排泄・清潔等
- 2) 活動内容： 自然の事象に気づき、驚きや感動、自然への愛情を育てる、
交通ルールを学び安全意識を高める、食を営む力を育てる、
文字遊び、数遊び、模倣遊び、運動遊び、集団遊び、絵画制作、
リトミック・リズム遊び、英語遊び、
日本太鼓（4・5歳児）、サッカー（4・5歳児）

4.認定こども園 利用案内

子ども達が元気にすくすくと育つことは全ての人々の願いです。一日の大半を園で過ごす子ども達が、集団生活の場で心身ともに健康であるためには、家庭と園が連携をしっかりととることが大切です。毎朝のお子さんの受け入れ時や連絡帳などでお子さんの健康状態を把握・考慮して保育を行い、お友達と楽しみながら園の生活リズムに慣れるよう教育・保育を行いますので、ご協力をお願いします。

(1) 家庭との連携について

1. 家庭状況に変更があった場合は、必ず速やかにお知らせください。

※住所（転居）・勤務先・電話番号・緊急連絡先・家族構成等

2. お迎えの方が通常と変わる場合は、保護者からの連絡が必要です。

お迎えに保護者以外の方（※送迎確認書に記載されていない方、もしくは記載されていてもあまり職員との面識のない方）がお迎えの場合は、登園の際、口頭もしくは連絡帳でお伝えください。また、急に変更になるときは必ず保護者の方が電話連絡をして下さい。連絡なしの場合は、お迎えに来られてもお子さんを引き渡すことはできませんのでご了承ください。

※送迎確認書・・・園児を送迎する保護者及び親族を記入する用紙

3. 『コドモン』アプリの登録をお願いします。

園からの緊急連絡やお便り配信、出欠連絡等をコドモンアプリで連携しますのでコドモンアプリの登録をお願いします。（21 ページ詳細記載）

(2) 生活について

1. 入園当初は園に慣れるまで慣らし保育を実施します。

(ア)入園時にいきなり慣れない場所で長時間過ごす事は、お子さんにとって緊張が続き体調を崩すことがあります。お子さんが園生活に早く慣れるためにも、数日～2 週間程度（お子さんの状況によります）の慣らし保育を行います。

(イ)何らかの理由で入園前に慣らし保育を行う場合は、一時預かり保育になりますので、別途一時預かり料が発生します。ご了承ください。

※（イ）一時預かり保育に係る利用負担額（未入園児）5 ページ参照

2. あいさつをしましょう。

子どもは保護者や保育者など、身近な大人の真似をすることでいろいろなことを身に付けていきます。保護者のみなさんが朝夕あいさつを明るくされていたら、きっと子ども達も元気のよいあいさつができるようになります。

3. 良い生活のリズムを作るために 8 時 5 0 分までの登園をお願いします。

4. 欠席及び登園が遅れる場合には 8 時 5 0 分迄に連絡をお願いします。

(ア)コドモンアプリは 24 時間受付可能ですが、当日分については 8 時 5 0 分までに連絡をお願いします。8 時 5 0 分以降の連絡（当日分）は電話にてお願いします。

(イ)病気の場合は症状を詳しくお伝えください。また連絡がない場合は、緊急連絡先(職場及び自宅・携帯電話)に確認のお電話をさせていただきますことをご了承ください。

(ウ)用事や病院受診後の登園の際は、登園時間をお知らせください。尚、給食は12時を過ぎますと衛生上、提供することができません。ご了承ください。

5. ご家庭で朝食を食べてからの登園をお願いします。

朝食をきちんと摂らないと低血糖や貧血を起こす場合があります、園での活動も元気に参加できません。必ず朝食を食べさせての登園をお願いします。

6. 持ち物にはすべて記名(ひらがなフルネーム)をお願いします。

洋服や所持品はもちろん、下着や靴下、靴などにも消えないように、油性マジックなどで見やすいところに大きくしっかり記名をしてください。記名がない場合は、園で書かせていただく場合があります。持ち主不明のものは定期的に玄関付近や各保育室の靴箱前に展示し、1ケ月経過しても持ち主が現れない場合は、園の貸し出し用衣類に使用させていただきます。

7. 連絡帳は毎日確認をして読まれたら必ずサインをしてください。

8. 3歳未満児クラス(もも・さくら・ばら)のお子さんの連絡帳は、園とご家庭でのお子さんの様子を伝え合う「成長の記録・健康の記録」でもあります。毎日の様子を書いていただくようお願いします。

9. 掲示板(玄関・各クラス)を毎日確認ください。

園からのお知らせや感染症の情報等を掲示板に掲示しますので、毎日ご確認ください。

10. 緊急連絡先を明確にお知らせください。

教育・保育活動中において発病したり事故が発生した場合は応急処置をとった後、保護者の方へ連絡しますので緊急連絡先を明確にお知らせください。(原則、緊急連絡先は職場になりますので、仕事がお休みのときにお子さんを何らかの理由で預ける場合は必ずお知らせください。)

11. 土曜日の出欠をコドモンのアンケートでお答えください。出欠・居残り時間・緊急連絡先(仕事の有無)を必ずお知らせください。

出欠の有無の記載がない場合はお休みと判断しまして、お子さんにバスタオルを持ち帰らせますことをご了承ください。

12. 服装は活動しやすい服・靴にしてあげましょう

基本的に自由ですが、スカート(スカート付きズボン含)、チュニック、フード付きのトレーナー等は園生活には安全上ふさわしくありません。危険と判断した場合は着替えを行います。園は生活の場であり、子ども達の生活は遊びが中心です。汚れてもかまわない服装をお願いします。また、自立に向けて自分で着脱しやすい服装にしてあげましょう。

13. 当園指定の物品の購入をお願いします。

別途用品注文書がありますのでリュック、手提げカバン等の注文をお願いします。その他、お子さんの年齢にあった絵本を毎月購入していただきます。月末にその絵本を持ち帰っていただきますので、ぜひ、お子さんに読み聞かせをしてコミュニケーションをとって頂きたいと考えております。

(3) 保健と健康管理 <健康管理・予防接種・感染症・投薬>

お子さんの心身の健康状態や疾病などを把握し、嘱託医の先生と相談しながら健康保持に努めます。また、園ではお子さんが毎日健康で元気に過ごすために、保護者の方と職員が十分にコミュニケーションをとり、協力し合うことが大切だと考えております。

1. 健康管理

- (ア) 健康診断 年2回(4月・10月予定)
- (イ) 歯科検診 年1回(6月予定)
- (ウ) 尿検査 年1回(6月予定)
- (エ) 身体測定 毎月
- (オ) 睡眠チェック表の記録(0・1歳児クラス)

※健康診断及び歯科検診は園の嘱託医が行います。なんらかの理由により、検診日当日に受けることができない場合は、後日保護者の方が嘱託医へ出向いての検診となります。(事前予約必要)

※尿検査依頼先：株式会社C I S

2. 毎朝検温をして、0歳・1歳児の子どもさんは連絡帳に体温を記入してください。

3. 登園時のお預け時に、お子さんの健康状態を職員にお伝えください。

(ア)前日に体調がすぐれなかった場合(発熱・痛み・下痢・嘔吐・発疹・食欲不振など)、また、投薬時間や投薬後の登園など健康上変わったことがある時は、登園時に必ずお知らせください。登園後に体調が悪くなった場合は早めにお知らせします。

(イ)ご家庭(休日・登園前・登園後)でのケガ(やけど・打撲・ひっかき傷等)も登園時にお知らせください。

4. 登園後、発熱や体調が思わしくない場合は緊急連絡先に連絡させていただきます。

(ア)おおむね38度を目安にお子さんの状態を見たうえで、緊急連絡先へ連絡させていただきます。また、咳がひどい、下痢や嘔吐を繰り返す場合も体力の消耗、脱水、ウイルス性疾患が心配されます。熱が高くない場合でも心配される症状がある場合には、連絡をさせていただきますのでお迎えをお願いします。

(イ)細心の注意を払って事故防止に努めていますが、保育活動中に負傷した時は応急処置を行い、病院受診が必要と判断した場合には保護者の方に連絡をさせていただきます。

5. 投薬について

投薬が医療行為とみなされる場合があります、原則的に投薬は行いません。医療機関にて保育園に通っていることを伝え、薬の処方は1日2回（朝・夕）処方をお願いします。やむを得ず薬を持参される場合は以下のことをお約束ください。

また、咳止めテープの使用禁止を令和5年4月1日より実施致します。（園児の誤飲防止のため）

（ア）投薬は病院からの処方薬のみお預かりします。

※ 解熱鎮痛剤、吸入剤、麻酔テープ、座薬、市販薬はお預かりしません。

※ 投薬期間が過ぎた薬は処方薬であっても服用できません。

（イ）『投薬依頼書』と合わせて必ず当日職員に手渡しください。

※ 手渡しではない場合、処方できません。

（ウ）初めての処方のお薬は必ず薬剤情報提供書を提出ください。

※ 園で写しを保管し、原本はお返しします。

（エ）『投薬依頼書』はお薬服用の度に必要です。お手数ですが、同じお薬でも毎回記入をして提出をお願いします。（用紙は玄関ホールに置いてあります）

（オ）薬（水薬も含む）は必ず1回分に分けて「名前」「投薬する日付及び時間」を記入ください。

※ 名前がないことにより重大事故につながる可能性もございます。

※ 名前は必ず「フルネーム」で記入ください。

（カ）長期間持続して飲まなければならないお薬の場合は相談ください。

投薬依頼書		早水保育園	
記入のうえ、一回分に分けた薬と一緒に保育士へお渡しください。 ◆解熱剤・座薬・鎮痛剤・市販薬はお預かりできません。また、症状を判断して飲まなければならない薬（例：咳が出たら・・・等）もお預かりできません。 ◆処方薬でも保護者の方の判断で持参された薬は対応できません。 ◎依頼書の提出が無い・記入もれ、薬の日付もれ・無記名の場合は投薬できません。 ◎その都度、薬の情報等確認し、自筆にてご記入下さい。（コピー不可）			
依頼日	令和 年 月 日		
依頼者	保護者名		
	園児名 男・女 歳 ヶ月		
	下記投薬を依頼します。 ただし、下記投薬に関する事故の責任は一切問いません。		
病院での処方日	令和 年 月 日	病院名	
病名 又は 症状		投薬時間	
薬の内容	抗生剤・整腸剤・風邪薬・その他（ ）		
剤型・量	粉薬（ ）包・水薬（ ）・ぬり薬（ ）		
保育園記入欄 受取保育士 _____ 投与保育士 _____ ※医師の診断により、1ヶ月以上継続して飲まなければならない薬の場合はご相談ください。			

6. 予防接種後の登園はお控えください。

園は低年齢の子ども達が長い時間を共に生活しています。感染症にかかると、本人・家族が辛い思いをするだけでなく、周囲の友だちや大人達にも影響があります。予防できる病気は予防し、万が一発症しても軽く済むよう、予防接種スケジュールを立て、対象年齢になったら予防接種を受けましょう。

※予防接種後は副反応が出る可能性があるため、お休みの日又は降園後をお願いします。

7. 感染症の登園許可書と登園届(保護者記入)について

園は集団生活の場です。共に時間を過ごす子ども達が楽しく健やかに過ごせるよう
にご協力をお願いします。

下記のとおり(ア)の疾患には医師による「登園許可書」、(イ)の疾患には保護者
による「登園届」が必要です。病気療養後の登園の際には、「登園許可書」及び「登園
届」を提出いただかなければお子さんを預かりすることができません。

(ア) 登園許可書(医師の登園許可)が必要

感染症の区分	疾患名
第2種	・麻疹(はしか) ・風疹(三日はしか) ・水痘(みずぼうそう)
第3種	・腸管出血性大腸菌感染症(0-157等) ・流行性角結膜炎(はやり目) ・急性出血性結膜炎

(イ) 登園届(保護者記入)が必要

病名	登園のめやす
コロナウイルス感染症	発症した後5日経過し、かつ症状が軽快した後24hを経過するまで。
インフルエンザ	発症した後5日経過し、かつ解熱した後72hを経過するまで
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺等の腫脹が発覚してから5日経過するまで、かつ、全身状態が良好になるまで
咽頭結膜熱 (プール熱)	主な症状が消え2日経過していること(解熱後48h、目の充血がなくなって48hを経過し全身状態が良好になるまで)
胃腸炎 (ノロウイルス等)	嘔吐や下痢の症状が治まり普段の食事がとれること
手足口病	発熱や口腔内及び全身の水疱・潰瘍の影響がなく食事がとれること
マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治まっていること
溶連菌感染症	抗菌薬内服後、24～48時間経過していること
RSウイルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身症状が良いこと
ヒトメタニューモウ イルス感染症	咳などの症状が安定し、全身症状が良いこと
伝染性紅斑 (りんご病)	全身状態が良いこと
ヘルパンギーナ	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく食事がとれること
アデノウイルス感染症	主な症状が消え2日経過してから
注) 潰瘍(かいよう)とは、水泡が潰れた状態	

※集団生活の為、感染の広がりがみられる際は、対応が異なる場合がございます。

※玄関内に「登園許可証」及び「登園届(保護者記入)」を準備しています。(見本添付
19ページ)

(ウ) その他について、

一定の登園停止基準は設けられていませんが、発生や流行の動向によっては医師による登園許可の判断が必要となる場合もあります。登園停止の必要のない疾患であっても、医師の判断は必要です。受診後、園へ連絡してください。

(エ) 水いぼ

接触感染の高い病気ですので、可能な限り病院での治療をお願いします。

また、夏のプール遊びについては接触による感染がある為、ラッシュガード等で患部を覆っての参加をお願いします。

【 (ア) 登園許可証 (医師の登園許可が必要) 】

専 門 医 様

現在、かかっている病気が治癒し、また軽快して、他の園児にうつす恐れがなくなりましたら、保護者に保育園へ「登園してよい」旨の指導をお願いいたします。また、下記の「登園許可証」にご記入をお願いします。

登 園 許 可 証

(保護者記入欄)

早水保育園 組 氏名

下記の疾患で、令和 年 月 日から療養中でしたが、現在軽快し、集団行動に支障がないと認められますので、令和 年 月 日より登園して差し支えありません。

	感染症の区分	疾 患 名
該当疾患に ○を お願いします	第2種	・麻疹 (はしか) ・風疹 (三日はしか) ・水痘 (みずぼうそう)
	第3種	・腸管出血性大腸菌感染症 (O-157 等) ・流行性角結膜炎 (はやり目) ・急性出血性結膜炎

※ 園生活における注意事項

令和 年 月 日

医療機関名

医 師 名

印

【 (イ) 登園届 (保護者が記入) 】

< 保護者用 >

登園の際には、下記の登園届けの提出をお願いいたします。
(なお、登園のめやすは、子どもの全身状態が良好であることが基準となります。)

(保護者記入欄) 提出日 年 月 日

登 園 届 (保護者記入)

早水保育園園長 殿

組 氏名

年 月 日 医療機関名「 」において

病名「 」と診断されましたが、

症状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので、登園いたします。

保護者名

疾 患 名	登園のめやす
コロナウイルス感染症	発症した後5日経過し、かつ症状が軽快した後 24h を経過するまで
インフルエンザ	発症した後 5 日経過し、かつ解熱した後 72h を経過するまで
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺等の腫張が発覚してから 5 日経過かつ全身状態が良好になるまで
咽頭結膜炎(プール熱)	主な症状が消え 2 日経過していること(解熱後 48h、目の充血がなくなつて 48h を経過し全身状態が良好になるまで)
胃腸炎	嘔吐や下痢の症状が治まり普段の食事・水分がとれること
胃腸炎(ノロ・ロタ・アデノウイルス他)	嘔吐や下痢の症状が治まり普段の食事・水分がとれること
手足口病	発熱や口腔内及び全身の水疱の影響がなく食事・水分がとれること
マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治まっていること
溶連菌感染症	抗菌薬内服後、24～48h を経過していること
RS ウイルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身症状が良いこと
ヒトメタニューモウイルス感染症	咳などの症状が安定し、全身症状が良いこと
伝染性紅斑(りんご病)	全身状態が良いこと
ヘルパンギーナ	解熱後 24h 以上経過し、口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく食事がとれること
アデノウイルス感染症	主な症状が消え、解熱後 24h を経過していること

注) 医師の診断を受けた際、登園のめやすを確認の上、ご記入下さい。

※ 集団生活の為、感染の広がりがみられる際は、対応が異なる場合がございます。ご了承下さい。

(4) 給食とアレルギー

食べることは生きることの源であり、心と体の発達に密接に関係しています。「食を営む力」「生きる力」の育成に向け、その基礎を培うために本園における食育は「楽しく食べる子どもに成長していく」ことを目標とします。

1. 乳児食について

乳児の粉ミルクは園で用意します。哺乳瓶、吸い口も園のものを殺菌して使用します。また、ミルクの量、時間などは家庭と連携を行い進めていきます。

2. 給食について

(ア)献立表は毎月コドモンにて配信致します。

(イ)毎日の給食はサンプルボックスに入れて玄関ホールに展示します。

3. 離乳食について

保護者との話し合いのもと園児の離乳食を進めていきます。離乳食は一生の食生活を左右するほど大切な時期ですので、ご家庭と協力して進めていきたいと考えております。

4. 0・1・2歳児の給食・おやつ

(ア)給食はご飯（主食）を含む完全給食です。

(イ)おやつは9時30分と15時の1日2回です。

※1歳未満のお子さんはおやつを提供することができません。また、1歳のお誕生日がきても離乳食が完了していないとおやつが提供できません。ご了承ください。

(ウ)ご家庭で食べたことの無い食品についてはアレルギー等の心配がありますので、給食献立表をご覧になられて事前に食べさせてください。

(エ)2歳児クラス後半から箸の練習を進めていきたいと考えております。開始時期については担任よりお知らせします。

5. 3・4・5歳児の給食・おやつ

(ア)給食はご飯（主食）を含む完全給食です。

(イ)水筒（お茶・水）、箸、コップを毎日持たせてください。

(ウ)おやつは15時の1日1回です。

6. アレルギーについて

アレルギーのあるお子さんについては個別にご相談ください。除去食につきましては、食物アレルギー検査を受けてください。その結果により医師の指導のもと進めていきます。

※用紙を準備していますので、担任にお声かけください。

(5) コドモン登降園システムについて

当園ではコドモン ICT システムを導入しています。利用にあたり携帯端末機に『コドモン』アプリのダウンロードをお願いします。またそれに伴い「動画及び画像等の配信に関する同意書」及び「I C カード貸出申請書」の提出をお願いします。

(コドモン利用用途)

登園及び降園記録、連絡ツール、園だより等の配信、アンケート、園生活や行事等の配信

1. 登園及び降園記録

- (ア) 登園・降園時に玄関内(事務所前カウンター)の端末機に I C カードをかざしていただくか、タッチパネルを操作して頂きますようお願いいたします。
- (イ) 登降園システムは I C カードをお持ちでなくてもタッチパネルで操作できますが、I C カードを使用すると手続き時間が短縮されます。朝送迎される方が I C カードを利用することをお勧めします。
- (ウ) I C カードは貸出となりますので紛失や破損等の場合、カード代として 1 枚につき 500 円を請求させていただきます。
- (エ) 登降園システムの端末機は精密機械です。また、延長保育料等にも反映されますので、お子さんがシステムを作動させることは禁止とします。大人の方が操作してください。

2. 連絡ツール

お子さんの出欠連絡を携帯端末機アプリから行うことができます。『コドモン』アプリは 24 時間受付可能ですが、当日分については 8 時 50 分までに連絡をお願いします。

3. 園だより等の配信

園だより・クラスだより・給食だより・保健だより・その他文書等のアプリ配信を行います。

4. アンケート

毎週土曜日の利用状況やその他の利用状況についてアンケート機能を使用します。

5. 園生活や行事等の配信

3 歳以上児クラスの日々の活動の配信や子ども達の行事等の動画配信を行います。

6. コドモン ID 及びパスワードについて

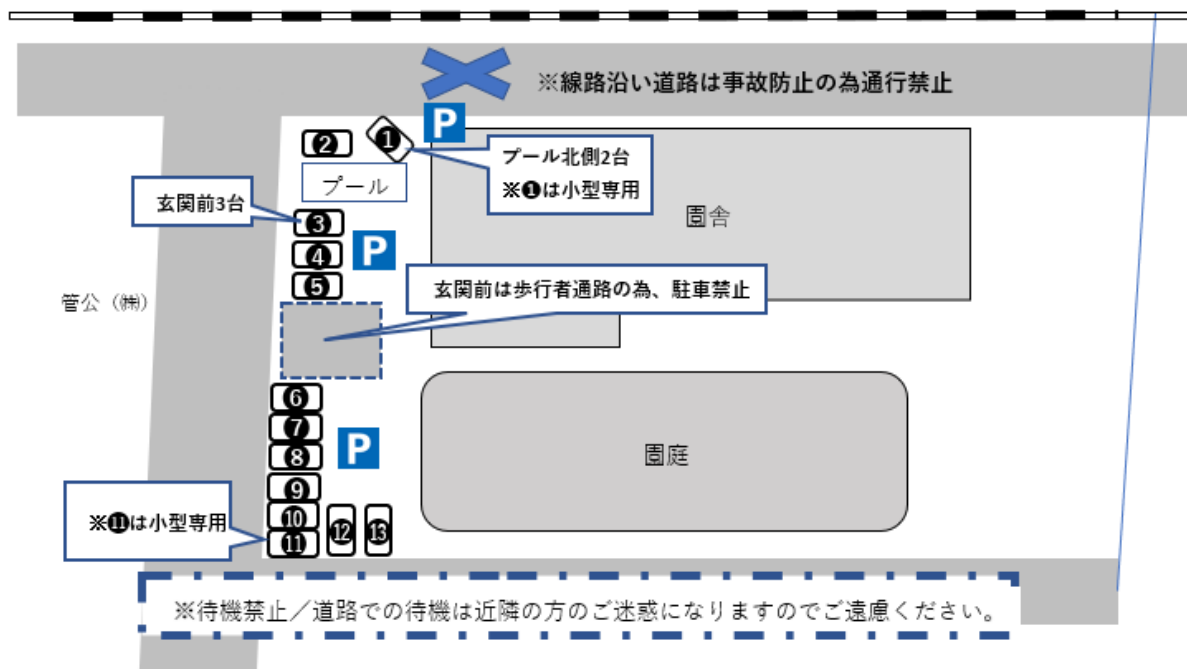
コドモン登録について最初に「スマートフォンアプリのご案内」の文書をお渡しします。その文書に初期設定の【お子さま ID】【パスワード】が記載されていますが、保護者様がご自身で ID (メールアドレス) とパスワードを設定した後、保育園では ID 及びパスワードは確認できませんので、ご自身で記録を残す等の対応をお願いします。

7. 用品注文

アプリ内よりリュックや体操服などの用品注文が出来ます。

(6) 送迎について

当園は住宅街にあり朝夕の時間帯は交通量も多くなりますので、下記の点に十分ご注意ください送迎いただくようお願いします。



- (ア) 路上駐車は絶対にしないでください。①～⑬の13台が駐車場となります。また、道路での待機は近隣の方のご迷惑になりますので、駐車場が空いていない場合は園舎裏の空いている職員駐車場をご利用ください。
- (イ) 玄関出入口前は、歩行者専用通路になりますので駐車禁止です。
- (ウ) 防犯（車上狙い）の為、駐車の際は必ず施錠ください。
- (エ) 安全の為、必ずお子さんの手をつないでください。また、駐車場での立ち話をご遠慮ください。その間にお子さんが階段スロープ等で遊んでしまうと大変危険です。
- (オ) 門の扉は必ず閉めてください。送迎の際は門を開けたままにすると、子どもが飛び出し大変危険です。
- (カ) 保育園周辺では特に安全運転を心掛け、法定速度に関わらず最徐行をお願いします。

(7) その他

- (ア) 本園敷地内は禁煙です。
- (イ) 園での様子をSNS等（ソーシャルネットワークサービス）で公開することはご遠慮ください。なお、園だより、園内掲示板等でお子さんの写真を使用させていただく場合があります。また、園外活動等を行った際に、主催者側の広報誌やホームページ、公共の記録などに写真を使用させていただく場合もありますのでご了承ください。
- (ウ) 9時～16時の間、正門入り口には防犯の為、電子ロックしています。解除するにはインターホンのカバーを開けて、数字パネルを押して数字を光らせ、『1826E』（Eは数字パネルの右下角です）と押してください。しばらくの間、電子ロックが解除されます。降園の際は掲示板の左に押と書いてあるボタンがありますので、押すとしばらく解除されます。

- ※9時～16時以外では電子ロックは解除されていますのでボタンを押さないでください。
- (エ)本園に入園しますと同時に保護者会に入会していただきます。保護者会費は、園児一人当たり毎月500円 となります。保育利用負担料と一緒に毎月25日に口座引き落としさせていただきます。
- (オ)保護者会活動には積極的に参加をお願いします。
- (カ)毎月の絵本代も保育利用負担料、保護者会費と一緒に口座引き落としさせていただきます。

「早水保育園保護者会」会則

第 1 章 総 則

- 第 1 条 本会は早水保育園保護者会と称する。
- 第 2 条 本会の事務所は早水保育園におく。
- 第 3 条 本会は当保育園と入所児童保護者の協力を図るため下記の事業を行う。
1. 保護者会（後援会）を組織する。
 2. 保護者会を通して地域社会と連絡を密にし、社会福祉の向上に寄与する。
 3. その他、必要な事項。

第 2 章 組 織

- 第 4 条 本会は早水保育園入所児童保護者をもって組織する。

第 3 章 役 員

- 第 5 条 本会に次の役員をおく。
- 会長 1 名 副会長 2 名 会計 2 名
- 第 6 条 役員の任期は 1 年とし、再任は妨げない。
- 第 7 条 会長・副会長・会計は総会で選出し、役員会を構成して会務執行上、必要な事項を協議決定する。
- 第 8 条 会長は本会を代表する。副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはこれを代表する。会計は会費の徴収及び管理に当たり、会計の一人は会計監査を行い、総会においてその報告に当たる。

第 4 章 会 議

- 第 9 条 本会に総会・役員会をおき、会長はこれを招集する。
- 第 10 条 総会は本会の決議機関で毎年 1 回招集する。但し、緊急の必要がある場合は臨時にこれを開催することができる。
- 第 11 条 総会は下記の事項を定める
1. 事業報告及び決算の承認
 2. 事業計画及び予算承認
 3. 役員の選出及び解任
 4. 会則の変更
 5. その他、本会の目的達成に必要な事項
- 第 12 条 役員会は毎年 1 回以上、これを開催し第 10 条を準用する。
- 第 13 条 総会及び役員会は構成員の過半数以上で成立する。但し、欠席者の委任状を認める。

第 5 章 会 計

- 第 14 条 本会の会費は毎月指定日に保育園（保育園が代理で集金して保護者会口座へ振り込むものとする）に銀行振替で納入する。
- 第 15 条 本会の経費は構成員の負担金及び寄付金でこれを運営する。負担金の額は総会で定める。
- 第 16 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

付則 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する